

会議録

令和3年8月20日承認

会議の名称	西東京市公民館運営審議会 令和3年度第2回定例会
開催日時	令和3年5月19日(水) 18時30分から19時40分まで
開催場所	柳沢公民館 視聴覚室
出席者	委員：中嶋太、荒井茂、谷関幸子、小須田厚子、海老澤裕恵、石川健、青木美紀子、ギログリー江美、渡部國夫、小沼純子、西原みどり、荒井容子、高井正 職員：高田館長、國府方館長補佐（田無分館長）、山本事業係長、等々力分館長（芝久保）、三城分館長（谷戸）、長谷部分館長（保谷駅前）、市川事業係主査、星野事業係主査
欠席者	三沢 英俊
議題	1 委員の委嘱及び任命 2 議 題 (1) 正・副会長の選出 (2) 西東京市公民館の概要について ア 主な公民館事業について イ 公民館運営審議会について (3) 会議の運営方法等について ア 会議日程について（資料2） イ 傍聴について ウ 会議録の作成方法について (4) 各担当の選出 ア 東京都公民館連絡協議会委員部会 イ 広報担当 (5) 審議事項 ア 令和2年度第10回定例会会議録（案）について（資料3） イ 令和3年度第1回定例会会議録（案）について（資料4） ウ 令和3年度西東京市公民館事業計画(案)について(資料5) (6) 主催事業について ア 令和2年度公民館主催事業報告（資料6） イ 令和3年度公民館主催事業計画（資料7） 3 事務連絡及び情報交換 (1) 西東京市公民館運営審議会ハンドブックについて (2) 第3回定例会の開催について
会議資料の名称	【配布資料】 資料1 第11期西東京市公民館運営審議会委員一覧 資料2 令和3年度西東京市公民館運営審議会定例会開催日程(案) 資料3 令和2年度第10回定例会会議録(案) 資料4 令和3年度第1回定例会会議録(案) 資料5 令和3年度西東京市公民館事業計画（案） 資料6 令和2年度公民館主催事業報告書 資料7 令和3年度公民館主催事業計画書
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
傍聴者	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 4人

会議内容

1 委員の委嘱及び任命

- 教育部特命担当部長より西東京市公民館運営審議会委員（第11期）を委嘱、任命。

2 議題

(1) 正・副会長の選出

- 互選等により、会長に西原みどり委員、副会長にギログリー江美委員を選出。
※選出を受けて、この後、会長が進行を行う。

(2) 西東京市公民館の概要について

- ア 主な公民館事業について
- イ 公民館運営審議会について

- 公民館長より、西東京市公民館の主な事業及び公民館運営審議会の役割等について説明。

(3) 会議の運営方法等について

- ア 会議日程について（資料2）

- 事務局より提案した令和3年度公民館運営審議会定例会開催日程案を了承。

<質疑応答>

- A委員

6月、12月に定例会を開催しない理由は何か。

- 公民館長

今年度の会議日程については、すでに第1回定例会で了承を得ているが、昨年度で令和3年度～5年度公民館事業計画の作成が終了したことや他市の開催状況等を考慮し、今年度については開催回数を10回とさせていただいた。

- B委員

現時点で、仕事の関係で午前開催の定例会には出席できないが、日程変更は可能か。

- 公民館長

午前開催の方が学校長は出席しやすいことや傍聴を希望する市民から昼間開催の要望が出されていたこと、市議会の開催日程などを考慮した上で設定した日程のため、変更は難しい。この日程でお願いしたい。

イ 傍聴について

- 事務局より西東京市市民参加条例及び西東京市市民参加条例施行規則に基づき会議を公開することを説明。傍聴については、コロナ禍のため、第10期公運審と同様、定員5人で事前申込制とすることを了承。

ウ 会議録の作成方法について

- 西東京市市民参加条例及び西東京市市民参加条例施行規則上の会議録の規定について、事務局より説明を受けた後、作成方法を検討し、無記名による発言者の発言内容ごとの要点記録とすることに決定。会議録の審議・承認のスケジュールについては、第10期公運審と同様、次の回の定例会で審議し、次々回の定例会で承認することを原則とする。

<質疑応答等>

- B委員

第10期公運審では、確認、審議する際の会議録（案）は記名とし、承認後に公開する正式の会議録は無記名としていたということか。

- 会長

そのとおり。

- C委員

第10期公運審では、会議録の作成方法について3か月ほど時間をかけて検討した。審議の段階では自分の発言を確認するためにも記名の方がよい。しかし、公開される会議録が記名とな

ると、議論が制約される可能性がある。また、議論の経緯がわかるという点で発言ごとの要点記録がよい。以上の理由から、無記名の発言ごとの要点記録という第 10 期公運審と同じ方法での作成が望ましいと考える。

○D委員

単なる記録であれば記名で構わない。しかし、公開される会議録が記名となると、緊張感をもって発言するというよい点もあるが、発言を控えるという気持ちも生まれる。確認の際は記名、公にする場合は無記名の方が安心して発言できる。議論を経て公運審としての考えを公にするという点でも無記名が望ましいと思う。

○B委員

傍聴人にも、委員と同じ会議資料が配布されているのか。

○館長補佐

閲覧用として渡し、会議終了後、回収している。

○B委員

文部科学省の審議会では傍聴人に会議資料を配布し、回収していない。意見だが、閲覧ではなく配布の方が望ましいと考える。

○A委員

閲覧としている理由は何か。

○公民館長

理由は2つある。ひとつは、委員に配布している会議資料の中には、審議途中でまだ完成していないもの、市としての公開時期が未定のものもあるから。もうひとつは、参考資料として提出している内部資料である行政資料も含まれているからである。

ご意見として伺い、館内で検討させていただく。

○B委員

公民館の説明は理解する。その上で、傍聴人が審議途中であることを十分理解していることが前提だが、市民の間で議論が行われるよう、資料として配布することも必要ではないか。市民が意見をまとめ、公運審に伝えることで、公運審における議論も活性化するのではないか。メリットと考えて検討してほしい。

(4) 各担当の選出

ア 東京都公民館連絡協議会委員部会

●西原みどり委員に依頼

イ 広報担当

●谷関幸子委員、渡部國夫委員に依頼

(5) 審議事項

ア 令和2年度第10回定例会会議録(案)について(資料3)

●令和2年度第10回定例会会議録(案)について承認。

イ 令和3年度第1回定例会会議録(案)について(資料4)

●令和3年度第1回定例会会議録(案)については、第10期公運審委員にメールで送り、内容の確認を依頼する。第11期公運審委員は、誤字脱字や表現等を中心に確認し、修正意見がある場合は、1週間以内をめどに公民館へメールで送ることとする。

ウ 令和3年度西東京市公民館事業計画(案)について(資料5)

●公民館長より令和3年度事業計画について説明を受けた後、承認。

<質疑応答>

○B委員

関連で伺いたい。今期の公民館運営審議会は令和4年度の事業計画の内容の審議にかかわると考えてよいか。

○公民館長

そのとおり。令和4年度の事業計画について審議、承認していただく。その後、教育委員会に事業計画を報告する。

(6) 主催事業について

ア 令和2年度公民館主催事業報告(資料6)

イ 令和3年度公民館主催事業計画(資料7)

○E委員

緊急事態宣言の延長に伴い、公民館の休館期間も延長になったが、市の公共施設の中には利用時間の制限はあるが開館したところもある。対応が異なるのはなぜか。

意見だが、緊急事態宣言の発令により実施できない場合の対応も含めて企画した方がよいと思う。

○公民館長

社会教育施設として、併設もしている図書館と同一の対応を行う必要があったこと、公民館では運動や合唱等の集団活動が行われること等を考慮し、対策本部で公民館について休館の決定がなされた。

事業については、非接触型の内容にする、実施回数を例年よりも少なくするなど、コロナ禍に対応した内容、方法で企画している。

○A委員

家庭の教育力向上講座(柳沢)の報告書を読んで、参加者の中には重い課題をもって参加した人もいると思った。学校には、保護者が子どもたちの様子を聞く機会がいくつもある。現在、学校で、子どもの問題を親と教師が一緒に話し合うことができているか、学校長である委員の方から伺いたい。

○F委員

保護者に学校のことを知っていただく努力はしている。授業参観や学校公開など、ご自身のお子さんの様子を見ることができるとの関心は高い。しかし、教育一般にかかわる話については集まりが少ない。どのようなことであれば、より関心を持っていただけるのか、日々、悩みながら取り組んでいる。

○B委員

昨年7月、コロナ禍での課題をテーマに正規・非正規問わず、社会教育職員へのアンケート調査を行った。それぞれが勤務している社会教育施設の休館・開館対応についても質問した。一般に、利用者に相談する試みはほとんどされなかったようだが、全国から寄せられた回答の中では、わずかであっても、休館・事業休止時や再開・事業再開時に「利用者や地域住民の意見を聞く取り組みがあった」との回答があった。昨夏以降は、コロナ禍の対応に慣れ、また時間の余裕もできてきたので、再開館の方法や再度の休館・制限の必要性の有無等について、利用者懇談会や審議会を通して利用者や住民に相談するなど、市民と一緒に考えて対応していく道を探っていってほしい。

3 事務連絡及び情報交換

(1) 西東京市公民館運営審議会ハンドブックについて

○会長

第10期公運審が作成した。公民館運営審議会委員に求められる姿勢や役割、西東京市公民館の施設や事業の紹介など、委員をしていく上でのキーワードとなる事柄を取り上げている。今後の議論に役立ててほしい。まだ未完成なので、第11期でも検討していきたいと考えている。

(2) 第3回定例会の開催について

7月28日(水) 午前9時30分から 柳沢公民館 視聴覚室